

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
1. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容 ア (オ)】 天山文庫は可能であるならば貸切対応が望ましいでしょうか？	
回 答 事 項	
公共施設であるため、貸切対応はできません。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
2. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容 ア (オ)】 ミラーレスカメラは受託者が用意とありますが、参加者から事前に所有の有無を確認して、複数台を準備するイメージでしょうか？それとも1台を複数人で共有するイメージでしょうか？	
回 答 事 項	
委託仕様書2 委託業務の目的にあるように、カメラ初心者の方でも気軽に楽しめる内容とするため、参加者1人につき1台を想定しております。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
3. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容 ア (オ)】 ミラーレスカメラは、比較的高価な物品になるという認識ですが、経費計上は備品購入も可能でしょうか？それともレンタルをして賃借料としての計上が望ましいでしょうか。	
回 答 事 項	
御見込みのとおり、高価な物品になりますので、より費用対効果が高い賃借料としての計上（レンタル品）を想定しております。なお、備品購入費として計上することは可能ですが、当事業は国の補助金を活用しております。補助金事業の適切な管理運営の観点から、また、委託事業によるツアー実施によることから、ツアー終了後、経費にて購入した物品を受託者が所有することはできません（購入したミラーレスカメラは、当財団へご提出願います）。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
4. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容ア (カ)】 印刷の主旨をご教示ください。	
回 答 事 項	
参加者が撮影した写真を1枚印刷し、参加者へ配布する時間を想定しております。参加者自身が撮影した写真を、思い出として手元に残る形で提供することにより、双葉郡への再訪意欲を醸成することを目的としております。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
5. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容 ア (カ)】 J ヴィレッジに関して、J ヴィレッジ内でベストショットを発表する時間を設定する ような想定でよろしいでしょうか。 その場合 J ヴィレッジの会場費も事業費として計上する必要がありますか。	
回 答 事 項	
参加者が撮影した写真を印刷し、参加者へ配布する時間を想定しております。なお、より具体的な内容については仕様書上定めておりませんので、ご提案いただきますよう よろしくお願いいたします。また、J ヴィレッジの会場費についても、事業費として計上して ください。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
6. 委託仕様書について【委託仕様書 3 委託業務の内容 (6) 業務内容 イ (エ)】 ツアー当日に関して、添乗員は参加者同様東京駅集合解散という認識でよろしいでしょうか。また、その場合双葉⇔東京の交通費も経費としてお見積に含めてよろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
旅行業法上、問題が無いようご提案くださいますようよろしくお願いいたします。なお、添乗員の交通費については、実施要領5 見積限度額に記載のとおりです。	

公募型プロポーザル方式実施要領等に関する回答書

令和7年7月3日

一般財団法人福島県電源地域振興財団 ふたば復興支所

業務名	ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務
質 問 事 項	
7. 委託仕様書について【委託仕様書 4 委託対象経費】 事業費に関して、随行される職員の方はいらっしゃいますか。いらっしゃる場合、職員の方の交通費等は事業費として計上するという認識でよろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
当財団職員分については、事業費として計上する必要はありません。	